

高山村環境保全型農業推進方針

平成 27 年 6 月 22 日
群馬県高山村

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本村は群馬県の北西部に位置し、東は沼田市、南は渋川市、西は中之条町、北はみなかみ町に接し、東西 11.34 k m、南北 10.63 k m、総面積は 64.16 k m² であり、南北には 1,000 級の山々が連なり、地形の異なる 2 つの地区、盆地状の中山地区と傾斜地で中之条盆地の一部である尻高地区に分かれ、村の中央を東から西へ名久田川が流れている。また、本村の約 76%にあたる 4,887ha は森林であり、平坦地は少ないが豊かな自然に囲まれた中山間地域である。本村の農地は畑 523 h a、田 184 h a、農地面積は 707ha であり本村の総面積の約 11% を占め、耕作地は標高 400m から 700m と幅広く分布している。

本村には、きれいな星空を守るために夜空を水平以上に照らす照明を規制する「光環境条例」を平成 10 年に、ごく日常の山里の風情を村の財産として次世代に受け継いでいくために「高山村景観条例」を平成 23 年に制定し、豊かな自然と共生しながら形成された山里の風景を守る取組みを官民一体となって行っている。

こうした取組みの中で農業においても環境保全型農業等の環境負荷の少ない農業生産方式をより積極的に取り入れ、農山村風景の保全や生物の多様性保全に取り組む必要がある。

(2) 今後の推進方向

本村は、これまでもエコファーマーや特別栽培農産物認証制度、有機農業等を推進してきたところであるが、取組みは点的なものに止まっている。

今後は、幅広い農業者の理解を得つつ、環境保全型農業等の環境負荷の少ない農業生産の面的拡大を図り、安全・安心な食料の供給と豊かな自然と共生する営農活動を推進する。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

環境保全型農業等の環境負荷の少ない営農活動を推進するため、農業者及び群馬県等の関係機関と連携を密にし、助言を得ながら推進していくこととする。

(2) 高山村環境保全型農業推進方針の周知

ホームページ等を活用して環境保全型農業推進方針の周知を図る。

(3) 消費者等への啓蒙活動

環境に配慮した農法による地域の環境保全への貢献や農薬などの使用を控え

た安全・安心な農産物等を消費者に理解してもらう取組を行う。

3 具体的な方策

環境保全型農業等の環境負荷の少ない営農活動の定着のためには、農業者の意識啓発、農業技術等の普及及びこれらに合わせた条件整備が必要なほか、消費者等の理解を得ながら取組を進めて行くことが重要であり、次の取組を進めていくこととする。

①化学合成農薬及び化学肥料の低減

有機質資源の循環利用等により、化学合成農薬及び化学肥料の使用量低減を進め、安全・安心な農産物を消費者に供給する環境保全型農業の普及を推進していく。

②有機農業の推進

化学的に合成された農薬及び肥料を使用しない有機農業は、慣行農業に比べて病害虫による品質や収量の低下のリスクがあるが、環境負荷の低減効果が非常に大きく、また、有機農業により生産された農産物の需要が増えていること等から有機農業の取組を推進していく。

③土づくりの推進

群馬県の施肥基準や土壌分析・生育診断に基づく適正な施肥管理の推進を図るとともに、耕畜連携による資源の循環利用や緑肥等のすき込みによる土づくりを推進する。

④地産地消の推進

環境に配慮した農法により生産された安全・安心な農産物を学校給食や村内各施設等で活用する取組を推進する。

⑤水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理の実施

冬期間の水田に湛水し、疑似湿地を形成することで多様な生物の生息地として活用するとともに、湛水管理の実施により得られる雑草の抑制や施肥効果などを活用し環境保全型農業の推進を図る。

なお、冬期湛水管理の実施に当たっては次の事項に基づいて取り組むこととする。

- ア 地域及び取組ほ場周辺の農業者等から合意を得ること
- イ 取組ほ場に隣接するほ場の作物の作付け等への障害とならないこと
- ウ 鶏舎の近隣では実施しないこと
- エ 適切な取水措置及び漏水防止措置の両措置を行うこと。
- オ 連続して2か月以上の湛水状態を確保すること